

参考資料

(令和7年1月30日開催：第2回総会資料)

「新ビジョン骨格案について」

- I 農林水産を取り巻く情勢 P. 3
- II 現行ビジョン施策の実施状況報告・評価・検証結果 . . P. 9
- III 具体的な課題 P.12
- IV ビジョン見直しの視点 P.17
- V 農林水産ビジョン2035のめざす姿 P.18
- VI 農林水産ビジョン2035の施策体系 P.23

ビジョン見直しまでのロードマップ

ビジョン骨格案

1 農林水産ビジョンの策定にあたって

第1回総会（R6.6.27）で審議

2 食と「農」を取り巻く情勢の変化

第1回総会（R6.6.27）で審議

3 農林水産ビジョン2030に基づく取組の評価

第1回企画部会（R6.8.27）で審議

4 具体的な課題

第2回企画部会（R6.10.24）、
第3回企画部会（R6.11.28）で審議

5 ビジョン見直しの方向性

第2回企画部会（R6.10.24）、
第3回企画部会（R6.11.28）で審議

6 農林水産ビジョン2035のめざす姿・施策体系

第3回企画部会（R6.11.28）で審議

7 ビジョン骨格

第2回総会（R7.1.30）で審議

8 めざす姿を実現するための施策展開

令和7年度に審議

I 農林水産を取り巻く情勢

1 ビジョン2030策定前から引き続く情勢

(1) 人口の減少

- ① 日本の人口は、2008年をピークに減少に転じ、2050年には約1億人程度まで減少が見込まれる
兵庫県の人口も同様で、537万人（2023年）→436万人（2050年）まで減少が見込まれる
- ② 人口構成は、2020年には65歳以上の人口が総人口の29%に達し、2050年には36%を占めると予測されており、高齢化が急速に進んでいる
- ③ 近年のすう勢を基に、農業就業者※を試算した結果、2015年の208万人（うち49歳以下35万人）が2030年には131万人（同、28万人）に減少することが予想されている
※農業就業者：基幹的農業従事者、雇業者（常雇い）及び役員等（年間150日以上農業に従事）
- ④ 本県は基幹的農業従事者の平均年齢が70.6歳と全国67.8歳よりも高く、高齢化が進行している

(2) 自給率の低下

- ① 全国の自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化によって、2000年までは低下傾向であった
- ② 2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移している。ただし、生産額ベースは輸入価格の上昇により、低下傾向である
- ③ 県内の食料自給率についても全国と同様の傾向である

I 農林水産を取り巻く情勢

1 ビジョン2030策定前から引き続く情勢

(3) 気候変動による食料生産・供給の不安定化

- ① 地球温暖化の影響によって、高温、干ばつ、大規模洪水等の異常気象が頻発し、2000年以降、毎年のように世界各所で局所的な不作が発生している。また国内・県内においても、気候変動等により農作物の品質や収量、漁獲に影響が出ている
- ② 農業生産は、メタンガスや燃料使用による二酸化炭素等の温室効果ガスを排出するなど、環境に負の影響を与えている側面もあることから、省エネのための機器の導入や化学肥料・化学合成農薬等の使用低減、カーボンニュートラルの実現などに向けた取組が求められている

(4) 生産性を高める先進技術の進展

- ① 農林水産就業者が減少する中、食料の供給基盤を維持していくための一つ的手段として、スマート農林水産技術等、農林水産業の生産性向上等に資する技術革新が進展している
- ② 本県においても、施設園芸における高度な環境制御技術の導入面積や土地利用型作物等におけるスマート農業技術利用面積が増加している（P.11参照）

(5) 輸出の拡大

- ① 全国の農林水産物・食品の輸出実績は、コロナによる外出制限の解除や円安、日本食ブーム等の追い風もあり、2023年は1兆4,541億円と過去最高となっている
- ② 一方、2023年8月からのALPS処理水放出に伴い、中国等が輸入規制を行ったため、中国等向け輸出（特に、水産物や日本酒等）が大幅に減少した
- ③ 県内の農林水産物や食品などの海外市場開拓数は、海外でのテスト販売や営業プロモーションなどによって増加している

I 農林水産を取り巻く情勢

2 ビジョン2030策定後の情勢の変化

(1) 食料安全保障を取り巻く情勢の変化

- ① 気候変動や、ロシアによるウクライナ侵略など地政学的リスクの高まりによって、世界の食料生産・供給が不安定になっている
- ② 中国や新興国などの経済が急成長しており、輸入に大きく依存している穀類、畜産物、肥料や飼料などの生産資材の買い付けをめぐる競争が激化している
- ③ 主食用米について、2023年の猛暑の影響による品質低下や南海トラフ地震への備え、インバウンド消費によって、2024年8月にスーパーなどの米の在庫がなくなるなど、令和の米騒動が発生

(2) ポストコロナ社会

- ① コロナウイルス感染症拡大に伴う規制の撤廃などによって、訪日外国人数が回復している
- ② テレワークやワーケーションの普及等によってライフスタイルが見直され、地方暮らしやUJ/Tターンの希望者が増加するなど、田園回帰への関心が高まっている

(3) カーボンニュートラルの実現をめざした取組の拡大

- ① 2020年10月に政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した
- ② 地球温暖化が進む中、農林水産業においても、みどりの食料システム戦略（2022年）の実施など環境に配慮した持続可能な農林水産業が主流になりつつある
- ③ 環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画に沿って、化学肥料・化学合成農薬の削減や有機農業を推進しており、今後は地球温暖化対策への貢献など新たな視点も加えていく

I 農林水産を取り巻く情勢

3 食料・農業・農村基本法の改正（平成11年（1999年）7月制定 改正：令和6年6月5日公布・施行）

食料・農業・農村基本法：農政の憲法とも言われ、農政の基本理念や政策の方向性を示すもの

（1）改正の背景

- ① 世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり
（中国や新興国などの経済が急成長し、食料や農業生産資材を思うような条件で調達できない状況）
- ② 地球環境問題への対応
（地球温暖化が進展する中、農林水産業においても環境に配慮した取組が求められている）
- ③ 我が国の人口減少、農業農村をめぐる情勢変化
（人口減少は農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展している）

（2）改正のポイント

- ① 「食料安全保障の抜本的な強化」
- ② 「環境と調和のとれた産業への転換」
- ③ 「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」

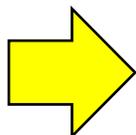
（3）基本理念の見直し

第二条 食料安定供給の確保

第三条 多面的機能の発揮

第四条 農業の持続的な発揮

第五条 農村の振興



第二条 食料安全保障の確保

第三条 環境と調和のとれた食料システムの確立

第四条 多面的機能の発揮

第五条 農業の持続的な発揮

第六条 農村の振興

I 農林水産を取り巻く情勢

3 食料・農業・農村基本法の改正

(2) 改正の方向性

食料安全保障の抜本的な強化

- ① **食料安全保障を柱として位置付け**
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を手に入れることができるようにすることを含むものへと再整理
- ② **食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ **農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ **生産から消費までの関係者の連携促進(「食料システム」という新たな概念の位置付け)**
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け(同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等)
- ⑤ **適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ **円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の追加など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
 - ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① **生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② **農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ **将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、
 - 「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け
- ④ **近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ **農村振興の政策の方向性の明確化**
 - ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

I 農林水産を取り巻く情勢

3 食料・農業・農村基本法の改正

(3) 関連法

- ① 食料供給困難事態対策法の制定
 - 国内の食料供給が困難となる兆候を把握した場合の対策本部設置や安定供給確保のための措置等を規定
- ② 農業振興地域の整備に関する法律等の改正
 - 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記
 - 農用地区域からの除外協議（市町→県）への同意基準に「都道府県の面積目標達成に支障を及ぼすおそれがないこと」を追加
- ③ スマート農業技術の活用の促進に関する法律の制定
 - スマート農業技術の活用促進に関する基本理念や国の責務、農業者の作成する計画の認定について規定
- ④ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正
 - 小麦・大豆を原材料とする農産加工業支援のため、原材料調達安定化の取組に対する支援措置を整備

(4) 食料・農業・農村基本計画

- 令和7年春ごろの見直しに向けて審議中

II 現行ビジョン施策の実施状況報告・評価・検証

1 総括的指標

起点である令和元年より上回ったのは全19項目中11項目（58%）となった。

区分	指標名	起点	実績② ※速報値				目標	
		R1①	R3	R4	R5	②-①	R7	R12
農業	農産物生産量（千t）	474	454	440	437	△37	490	494
	うち野菜生産量（千t）	283	271	254	258	△25	287	290
	うち米・麦・大豆生産量（千t）	191	183	186	179	△12	193	194
	農業産出額（畜産を除く）（億円）	940	866	960	※949	+9	986	988
	法人経営体数（法人）	610	702	796	770	+160	910	1,170
	優良農地面積（ha）	61,621	61,560	61,404	61,256	△365	61,197	61,136
畜産業	但馬牛繁殖雌牛飼養頭数（頭）	14,060	14,001	13,993	13,824	△236	15,200	16,000
	畜産業産出額（億円）	569	635	622	※728	+159	626	651
	法人経営体数（畜産業）	127	137	147	154	+27	139	149
	1経営体あたりの但馬牛繁殖雌牛飼養頭数（頭）	12.8	13.7	14.5	15.0	+2.2	16.2	20.0
林業	素材生産量（千m ³ ）	443	527	593	591	+148	527	623
	林業・木材産業産出額（億円）	594	575	582		△12	602	634
	意欲と能力のある林業経営体（経営体）	29	36	37	35	+6	34	38
水産業	漁船漁業・海面養殖生産量（千t）	110	107	105		△5	115	119
	うち漁船漁業生産量（千t）	44	48	42		△2	46	47
	うち海面養殖生産量（千t）	66	59	63		△3	69	72
	漁業産出額（億円）	485	412	488		+3	468	490
	漁業者1人あたりの漁業産出額（千円）	11,516	10,276	12,463		+947	11,642	12,830
	漁場環境改善面積（ha）	5,467	5,593	5,606	5,632	+165	5,579	5,749

II 現行ビジョン施策の実施状況報告・評価・検証

2 成果指標

(1) 評価総括表

年度目標（R5）を達成「◎：100%以上」または概ね達成「○：90%～100%」の項目は、全56項目中44項目（79%、うち6項目はR4数値）となった。

基本方向	◎	○	△	▲	達成率 9割以上	
基本方向1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開	18	13	5	5	31/41	76%
基本方向2 県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出	7	3	0	0	10/10	100%
基本方向3 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実	2	1	1	1	3/5	60%
施策全体（成果指標総数）	27	17	6	6	44/56	79%

評価基準：◎達成率100%以上、○達成率90～100%、△達成率80～90%、▲達成率80%未満

II 現行ビジョン施策の実施状況報告・評価・検証

2 成果指標

(2) 評価結果一覧

評価基準：◎達成率100%以上，○達成率90～100%，△達成率80～90%，▲達成率80%未満

推進項目・成果指標	R5 達成 状況	年度目標 達成率
基本方向1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開		
第1 スマート化による新しい農林水産業の実現		
1 施設園芸における高度な環境制御技術の導入面積	△	84.1%
2 土地利用型作物等における主なスマート農業技術利用面積	◎	200.1%
3 畜産における主なスマート畜産技術導入経営体数	◎	219.5%
第2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開		
4 野菜生産量	○	90.5%
5 うち施設野菜生産量	▲	75.1%
6 高温に強い水稻品種の導入面積	○	90.1%
7 麦・大豆生産量	○	98.3%
8 うち丹波黒大豆生産量	▲	54.9%
9 生産緑地面積	○	91.2%
10 法人経営体数	○	95.1%
11 新規就農者数	○	90.7%
12 集落営農組織化集落数	△	88.7%
13 実質化された人・農地プラン策定集落数	(△)	(88.7%)
14 担い手への農地集積率	▲	67.5%
15 パイプライン化した農地面積	○	99.0%
16 環境創造型農業取組面積	○	91.6%
17 うち有機農業取組面積	△	86.0%
第3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化		
18 但馬牛繁殖雌牛頭数	○	93.4%
19 畜産法人経営体数	◎	114.1%
20 畜産業の新規就農者数	◎	126.7%
21 生乳生産量	○	95.5%
22 但馬ビーフ供給頭数	◎	103.1%
23 うち神戸ビーフ供給頭数	◎	111.9%
24 県認証食品(鶏卵、鶏肉、豚肉)の生産量	△	80.6%
基本方向1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開		
第4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進		
25 県内製材工場の製品出荷量	▲	70.2%
26 木質バイオマス発電用燃料供給量	◎	143.7%
27 主伐・再造林面積	◎	123.3%
28 県内素材生産量	◎	120.9%
29 林業の新規就業者数	◎	126.7%
30 森林施業プランナー数	◎	108.8%

推進項目・成果指標	R5 達成 状況	年度目標 達成率
基本方向1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開		
第5 豊かな海と持続的な水産業の実現		
31 漁船漁業・海面養殖生産量	(○)	(93.8%)
32 うち瀬戸内海	(○)	(93.1%)
33 うち日本海	(○)	(91.7%)
34 漁場環境改善面積	◎	102.2%
35 漁業者1人あたり漁業産出額	(◎)	(114.0%)
36 漁業の新規就業者数	◎	120.0%
第6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上		
37 海外市場開拓数(品目毎の累計)	◎	101.7%
38 うち日本酒の海外市場開拓数	◎	100.0%
39 兵庫県産米の輸出量	▲	30.8%
40 神戸ビーフ輸出量	◎	167.1%
第7 食の安全を支える生産体制の確保		
41 兵庫県認証食品認証数	◎	104.2%
基本方向2 県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出		
第8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進		
42 野生鳥獣による農林業被害額	◎	101.9%
43 シカ肉のジビエ等利用率	◎	121.3%
44 多面的機能支払交付金の取組面積	◎	101.2%
45 中山間地域等直接支払交付金の取組面積	◎	104.4%
第9 農山漁村の防災・減災対策の推進		
46 ため池整備により安全性が向上した箇所数	◎	113.4%
47 山地災害危険地区の防災工事の着手済箇所数	◎	106.2%
48 主要岸壁の耐震化、津波・高潮防災対策済漁港数	○	92.3%
第10 豊かな森づくりの推進		
49 「新ひょうごの森づくり」整備済面積	○	98.8%
50 「災害に強い森づくり」整備済面積	◎	100.0%
51 森林病害虫被害(松枯れ)面積	○	92.1%
基本方向3 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実		
第11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進		
52 楽農生活交流人口	○	94.3%
第12 「農」と多様な分野との連携強化		
53 農福連携取組件数	◎	161.9%
第13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進		
54 ごはん食普及啓発実践活動参加者数	◎	100.9%
55 県産農林水産物を購入している人の割合	△	88.6%
56 直売所の利用者数	▲	72.8%

Ⅲ 具体的な課題

1 農業

(1) 環境と調和のとれた農業技術の開発・普及・定着

温暖化等気候変動の影響を軽減し、持続的に生産を行うため、環境と調和のとれた農業の推進や新品種の開発・普及が必要

(2) 野菜など園芸作物の生産力の向上と需要に応じた土地利用型作物の生産

消費地に近いという本県農業の強みを最大限に発揮するため、園芸作物の生産力の向上と、土地利用型作物の需要に応じた生産のための生産力の維持が必要

(3) 将来の担い手である新規就農者や法人経営体の育成

持続可能な経営を行う担い手を確保するため、新規就農者の確保・定着や法人経営体の育成が必要

(4) 地域協働体制を担う多様な人材の確保

基幹的農業従事者の高齢化や農業就業者数が減少するため、多様な人材の確保・育成が必要

(5) 農業現場における働き手の確保

国内人口の減少が見込まれる中、働き手を確保するため、雇用就労環境の整備やスマート化が必要

(6) 農林水産物のブランド化による付加価値向上や国内外での販路開拓による経営体の収益力の向上

経営体の収益力の向上のため、ブランド化や6次産業化、異業種連携や輸出促進などの取組が必要

(7) 担い手への農地の集積・集約化

スマート農業に対応した生産基盤整備による農作業の効率化・省力化とあわせて、担い手へ農地を集積・集約し、経営の効率化を図る必要

(8) 都市農業の推進

食料の安定供給や農業の多面的機能の理解醸成を図るため、都市農業の推進が必要

Ⅲ 具体的な課題

2 畜産

(1) 環境と調和のとれた持続可能な畜産業の実現

温暖化等気候変動に対応するとともに、生産形態・コストに見合った、持続可能な畜産業の実現が必要

(2) 需要に応じた神戸ビーフの供給

旺盛な神戸ビーフの需要に応えるため、但馬牛・神戸ビーフの増頭・増産が必要

(3) 畜産業の担い手や働き手の確保

畜産物の安定生産に向けて、異業種からの参入を含む新規就農や法人化・第三者継承などの支援による担い手の確保や、雇用就労環境の改善による働き手の確保が必要

(4) 国内外に向けた県産畜産物の発信強化

需要を創出するため、国内外に向けた県産畜産物の発信強化が必要

3 森林・林業

(1) 環境と調和のとれた持続可能な森林・林業の実現

県産木材の安定生産や森林の持つ多面的機能の発揮には、資源循環型林業の実現が必要

(2) 林業の担い手の確保・育成

県産木材の安定供給体制の継続に向けて、林業就業者の確保・育成が必要

(3) 木材の利用拡大と加工流通体制の強化

県産木材の利用拡大に向けて、非住宅分野での木造・木質化推進、非建築分野での需要創出や販路拡大に加え、新たな価値創出や木育等の推進が必要

Ⅲ 具体的な課題

4 水産業

(1) 豊かな海と持続的な水産業の実現

豊かな海の再生を目指した栄養塩濃度の早期回復と漁業者の取組支援、水産資源の生育の場となる漁場整備や栽培漁業の推進などが必要

(2) 海域環境の変化に対応した水産資源の適正管理と水産技術の開発・普及

持続可能な水産業に向けて、海域環境のモニタリングと水産資源の調査に基づく適正な資源管理の実施や養殖技術の開発・普及などが必要

(3) 漁業の担い手の確保・育成と経営力の強化

次代を担う漁業後継者等の確保・育成と漁船や漁業施設の更新・導入・整備が必要

5 食料・消費

(1) 県民への農林水産物の安定供給

県民へ農林水産物を安定供給するためには、家畜の防疫体制の強化や安全で適正な農薬使用の推進、生産流通体制の構築などが必要

(2) 県産県消の推進

県民への安定的な農林水産物の供給のため、消費者と生産者がともに支え合う関係の構築が必要

(3) 県民の食の安全・安心の確保

生産・加工・流通段階での食の安全・安心を確保するための取組が必要

(4) 農林水産業への県民の理解醸成

農林水産の多面的機能や多様な担い手の確保、農林水産物の適正価格での流通などを図るためには、県民の理解醸成を図ることが必要

Ⅲ 具体的な課題

6 農山漁村

(1) 強みとなる地域資源を活かした地域づくりの推進

農山漁村の発展に向けて、地域の特色や食文化などを活かした地域活性化の取組が必要

(2) 都市と農山漁村の交流による地域活性化

農山漁村の関係人口や移住者の増加に向けて、都市と農林水産の交流が必要

(3) 野生鳥獣の捕獲や被害対策に向けた体制づくり

農山漁村の農業生産の維持・発展に向けて、野生鳥獣の捕獲や被害対策に向けた体制整備が必要

(4) 良好な空間の保全

多面的機能の維持や、交流・憩いの場を創出するため、良好な空間の保全が必要

(5) 他分野との連携の拡大

農山漁村に関わる人々を増加させるため、他分野との連携の拡大が必要

(6) 防災・減災対策

地域住民の安全確保のため、治山ダムや防潮堤など保全施設の整備などが必要

(7) 森林の持つ公益的機能の維持・向上

森林が有する水源涵養や山地防災機能等を発揮するためには、針広混交林化（針葉樹林と広葉樹林の混交整備）を含めた適正な森林管理が必要

(8) 地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興

漁業関係者の所得向上や漁村地域の活性化のため、海業の振興が必要

Ⅲ 具体的な課題

7 循環型社会の構築

(1) 環境と調和のとれた農林水産業に対する消費者の理解醸成

環境と調和のとれた生産方式により生産された農産物などの安定生産のため、実需者等への理解醸成を図り、需要拡大を図ることが必要

(2) バイオマスの利用拡大に向けた取組の拡大

持続的な農林水産業を推進するため、地域資源を活用した取組を拡大することが必要

(3) カーボンニュートラルの取組の拡大

農林水産業を持続的に行うためには、温暖化などを進行させない取組が必要

IV ビジョン見直しの視点

1 環境と調和のとれた農林水産の確立

(持続可能な生産(環境創造型農業、豊かな海、主伐・再造林など)、新品種・新技術の開発・導入など)

2 食料安全保障への貢献

(生産力の維持・強化、農林水産物の県内流通・消費など)

3 多様な人材の確保・育成

(新規就農、法人化、集落営農、企業参入、農業支援サービス事業体、半農半X、雇用環境改善など)

4 経営が成り立つ、儲かる農林水産業の実現

(経営感覚の優れた人材の育成、データを活用した農林水産業経営、ブランド化、6次産業化、異業種連携など)

5 地域コミュニティの維持・発展

(地域資源を活用した新たなビジネス、農村RMO、農村コーディネーター、森林の適正管理、農村DX、獣害対策など)

6 県民とつながり、支え合う農林水産の展開

(農福連携、観光、学校給食、食育・木育、理解醸成、CSA、オープンファーム、多面的機能の発揮など)

V 農林水産ビジョン2035のめざす姿

次代につなぐ環境と調和のとれた ひょうご五国の農林水産業・農山漁村の実現（仮）

都市近郊の立地や多様な自然環境など兵庫県の強みを活かすとともに、新たな品種の開発・導入やスマート技術などを活用し、環境と調和を図りつつ、生産性の高い力強い農林水産業が展開されています。

また、自然災害への対応として、計画に基づく防災・減災対策や新たな森林整備手法などが進み、農山漁村コミュニティが維持・発展するとともに、都市部と農山漁村の交流が活発に行われ、地域活性化や地域資源を活用したビジネスの創出が実現しています。

さらに、福祉、観光、教育など多様な分野との連携が強化され、県民がひょうごの「農」とつながることで、県民や農林漁業者が健康で豊かな暮らしを実現しています。

V 農林水産ビジョン2035のめざす姿

基本方向1 持続可能な農林水産業の実現

(1) 環境創造型農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開

効率的・安定的な農業経営のための生産基盤である農地の整備及び保全が適切に行われるとともに担い手に農地が集積・集約化され、気候変動や病害虫に耐性を持つ新品種やスマート農業技術の導入による生産性向上が進み、都市近郊の立地を活かした収益性の高い農業が展開されています。また、経営継承を円滑化する体制整備に加え、雇用環境の整備やサービス事業体の活用により、農業の労働力が確保されています。さらに、経営の視点を取り入れることによって有機農業を含む環境創造型農業が進展し、定着しています。

(2) 需要に応える持続可能な畜産業の推進

牛群改良や生産技術の向上により温暖化等気候変動への対応が進むとともに、スマート機器が広く普及し、省力化や生産性の向上により収益性の高い畜産業が展開されています。耕畜連携の推進により畜産堆肥の利活用が図られ、飼料作物が増産されています。また、但馬牛の生産・供給体制が強化され、旺盛な神戸ビーフの需要に応えるとともに、国内外で鶏卵などの県産畜産物の需要が高まっています。

(3) 資源循環型林業の推進と木材利用の拡大

「主伐・再造林低コスト普及モデル」が普及し、資源循環型林業が実現しています。スマート林業や高精度な森林資源情報の活用が進み、雇用環境が向上し、新規就業者が定着するとともに、自伐型林家など多様な担い手が参入しています。県産木材の認知度が高まり、木育等の啓発も進んで民間施設や店舗、土木資材等での需要が拡大しています。林道や高性能林業機械とともに木材の加工流通体制が整備され、需要に対応した木材が安定的に供給されています。

V 農林水産ビジョン2035のめざす姿

基本方向1 持続可能な農林水産業の実現

(4) 豊かな海と持続的な水産業の実現

ひょうご豊かな海づくり県民会議と連携するなど地域住民や消費者の理解も得ながら栄養塩類が適正な水準に管理され、海底耕うんなど漁業者の取組や、漁場整備、種苗放流などにより豊かな海が再生しています。科学的な調査に基づく適正な資源管理が図られるとともに、温暖化等気候変動に対応した技術の普及や省エネ型漁船の導入が進み、海洋環境と調和のとれた持続可能な漁業が実現しています。経営感覚に優れた意欲ある経営者の確保・育成により円滑な世代交代が進んでいます。

(5) ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開

環境との調和などの新しい視点を含めた県産農林水産物のブランドが評価され、農林漁業者の所得が向上しています。また、国内や海外での販路が開拓され、需要が拡大しています。

(6) 食の安全を支える生産体制の確保

重大家畜伝染病に対する防疫体制の強化や安全で適正な農薬使用の推進により食の安全を支える生産体制が構築され、県民の安全・安心が確保されています。

V 農林水産ビジョン2035のめざす姿

基本方向2 にぎわいのある農山漁村の創出

(7) 持続可能な農山漁村コミュニティづくり

地域における話し合いによる合意がなされ、効率的・安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な人材が協働して地域農業を支える体制が構築されています。野生鳥獣の個体数管理や被害管理を行う体制が整備され、鳥獣被害が減少しています。良好な農空間や里山林が再生・保全されるなど、農山村が持つ多面的な機能が維持されることにより、交流・憩いの場が創出されています。

(8) 地域資源を活かした農山漁村ビジネスの創出

農林水産物や食文化、景観、バイオマスなどの地域資源が活用され、農山漁村における新しいビジネスが生まれています。農林漁業体験などの都市との交流が活発に行われ、農林水産物の購入や二地域居住が進むなど多様な形で関係人口が増加し農山漁村が活性化しています。

(9) 農山漁村の防災・減災対策の推進

農業水利施設や山地・漁港の保全・整備、ICTの活用により、災害に強い安全・安心な農山漁村の暮らしが確保されています。

(10) 豊かな森づくりの推進

公的関与による針広混交林を含めた森林管理の適切な実施や、森林ボランティア等多様な主体による森づくり活動が行われ、森林が有する水源涵養や山地防災機能等の公益的機能が向上しています。

V 農林水産ビジョン2035のめざす姿

基本方向3 県民とともに育む豊かな食・暮らしの充実

(11) 「農」と多様な分野との連携強化

健康、福祉、観光、教育などの多様な分野との連携が強化され、農林水産業や農山漁村に関心が広がり、関わる人が増加しています。

(12) 県民とのつながりで育む食と「農」

県産県消の意義や県産木材の良さが消費者に理解され、県産農林水産物の認知度が向上するとともに、ひょうごの食と、農林水産業・農山漁村について、県民の理解がさらに進み、それぞれのライフスタイルに合った「楽農生活」が実践されています。地域の景観維持や食文化、日本型食生活、環境と調和のとれた農林水産業に対する消費者の理解が広がり、合理的な価格形成が行われています。

(13) 県民への安定的な食料供給

安全・安心な食料が安定的に供給される生産流通体制が構築されています。